

会議録

会議の名称	平成18年度 第2回西東京市子ども福祉審議会
開催日時	平成18年6月20日（火） 13時～15時 まで
開催場所	田無庁舎 1階 102会議室
出席者	（出席者） 猪原委員、梅村委員、海老沢委員、齋藤委員、清水委員 神山委員、古川委員、松沢委員、森田委員、山口委員 <専門委員>伊藤委員、永井委員 （事務局・職員） 児童青少年部長 尾崎、児童課長 中山、子育て支援課長 青柳、 児童課児童係長 鶴田、児童課主査 名古屋 子育て支援課児童青少年係主事 小野
議題	1. 報告等 なし 2. 審議 ・児童館・学童クラブ運営のあり方について 3. その他 ・次回会議日程
会議資料の名称	(1)平成 18 年度西東京市学童クラブ申込み（在籍）状況表 (2)西東京市学童クラブ嘱託指導員等研修・施設点検等概略 (3)西東京市児童館新ブロック構想(案) (4)三多摩各市町の 2005 年度の学童保育予算 [保護者会提出資料] (5)23 区の民間委託学童保育の親と指導員から出された問題点 [保護者会提出資料] (6)小金井市児童福祉審議会関係資料 [保護者会提出資料]
記録方法	☐ 全文記録 ☒ 発言者の発言内容ごとの要点記録 ☐ 会議内容の要点記録
会議内容	
発言者名：発言内容 森田会長：平成 18 年度第 2 回会議を始めます。 前回から審議している学童クラブと児童館のあり方について、本日まとめようと考えています。 平成 18 年度から参加されている学童クラブ保護者会の代表 2 名の意見も出してください。 前回 5 月の会議に欠席した委員が数名いるので、前回の審議概要と今日の審議課題について児童課長に説明して欲しい。 児童課長：平成 17 年度に、学童クラブ事業運営のあり方について、本審議会に諮問したところ、継続審議という形で中間答申がされた。	

主旨は、子育て支援計画策定委員会の施策を踏まえ、西東京市立児童館等あり方検討委員会に、児童館・学童クラブの運営のあり方について、当事者参加・市民参加の下検討を依頼した。検討結果によると「学童クラブの運営については、基本的に委託化が望ましい。」との報告がされた。本審議会はその報告書を尊重するとともに、委託化を「是」としつつも、諸課題「設置形態が学校施設内、他の公共施設と併設、単独設置など、さまざまに異なった形態で運営され、これらを全て委託という仕組みが適切か」「事業運営は、嘱託員制度で実施しているが期間が浅く一定の評価が得られていない」「児童館再編成過程である」等の指摘があり継続となったものです。前回このことを踏まえ、これからの学童クラブ運営の方向性を示した資料を配付し審議をお願いしたものです。

森田会長：続いて、本日の配付資料について説明してください。

児童課長：[資料1の概要][資料2の概要][資料3の概要] 説明

森田会長：今回は、17年度の議論を踏まえて児童館と学童クラブ運営のあり方、多くの嘱託職員の人事管理を含め、運営方法など抜本的に考えていきたい。また、設置形態が異なる施設を安定的に運営するという中で委託が可能な施設も限られてくる。委託のあり方についても議論が必要になる。

齋藤委員：暫く当審議会を欠席していたが、基本的な確認をしたい。資料によると学童クラブでは多くの障害のある子どもを受け入れるが、その基準等の関係規程等を整備しているか。以前近隣市医師会から問い合わせがあり、学童クラブで受け入れた障害児に事故が発生してしまったと聞く、聞くところによるとその市では障害児を受け入れることに関しての仕組みが不十分であったようである。西東京市ではどのような整備がされているか。

児童課長：市では、障害児の受入に関しては、条例で規定し、さらに学童クラブ障害児指導実施要綱を定め、入会審査を実施している。

梅村委員：資料3の児童館編成案で、児童館併設の学童クラブは他の学童クラブに比べて、児童館と一体的な運営がなされているのか。また、他の施設はどうしているか。

児童課長：資料のように、小学校区を基本として、児童館の再編成を行い、その区域の学童クラブを所管している。例えば、下保谷児童館は保谷第一小学校区を網羅し、下保谷学童クラブと保谷第一学童クラブの2施設を所管している。ひばりが丘北児童センターは、栄小学校・住吉小学校を網羅し、ひばりが丘北学童クラブと住吉学童クラブを所管している。各児童館が近接する学童クラブを所管する仕組みを構築し効率的な運営と連携を図っている。児童館に併設する学童クラブとそうでない学童クラブとの運営形態に大幅な違いはない。

齋藤委員：障害児の学童クラブ入会審査・判断は、どのように行っているのか。

児童課長：通常、障害児の受入は入会審査会を開催し決定している。保護者の承諾の下、入所前の利用施設等における実態調査・情報収集を行い、庁内関係職員で構成する審査会を開催し決定している。なお、必要に応じ専門職の臨床心理士・主治医等の助言を取り入れている。

齋藤委員：もう一点基本的なことを確認したい。学童クラブ事業は何に基づき実施されているのか。

児童課長：児童福祉法に基づく、放課後児童健全育成事業を実施する施設として市の児童館条例のなかに位置づけられ実施している。

森田会長：今回議論の対象になっているものは、これからの学童クラブの管理・運営業務のあり方が大きな課題です。現在実施している嘱託職員制度と、今、再編成を検討している児童館・学童クラブ、保育園を含めた「基幹型保育園構想からなる地域ブロック再編」構想とあわせて、これを進めていくにはどのような運営のあり方が、今後必要になっていくかについて議論を行い最終的な結論を出したいと考えている。

前回、特に委託化について、指定管理者を含め、質の維持・向上を今後どのようにからめ、どのような基準で運営を委託していくべきかが課題になってくるであろうと検討した。

清水委員：今までの説明や議論等を聞いていると、学童クラブのあり方を検討する際、広くすべての児童の放課後支援を視野に入れたあり方とするのか、あるいは保護者の就労家庭の支援を目的とするあり方とするべきかをどちらとするべきか。

森田会長：児童館という場所に併設されている学童クラブを考えてみるときは、児童館というものが一般・就労世帯を含めた、すべての子どもを対象とした児童館併設施設、狭い意味での放課後学童クラブの基本は就労支援、放課後児童健全育成事業は狭い意味で児童福祉法上に使われている。

今後の西東京市の中で子どもたちの居場所を考えると、学童クラブは、具体的には障害のある子どもたちは今の段階では、保護者のどちらかが家にいるという家庭ではおそらく入れない。それは基本的には就労や介護など別途保育に欠ける理由がないと入所できない。

齋藤委員：それは、定義からいえば疑問である。健全な育成という条例の基に設置されているのではないか。

森田会長：健全な育成の基に設置されている施設は、児童館である。学童クラブの目的は就労支援と児童福祉的な配慮となっている。

児童青少年部長：学童クラブというものは俗称であり通常使われている呼び方です。

児童福祉法では放課後児童健全育成事業と位置づけている。小学校に入学しているおおむね 10 歳未満の児童で、その保護者が労働等により昼間家庭にいない者に授業の直後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えてその健全な育成を図る事業を言う。

齋藤委員：今の説明から解釈すると学童クラブは保護者の就労支援と捕らえるが。

森田会長：法律においてはあくまでも就労支援「等」とされている。

児童課長：西東京市の学童クラブ実施運営要綱の目的を説明したい。

学童クラブは、児童の健全育成事業及び放課後事業に基づき「小学校に就学し、放課後帰宅しても保護者の労働、疾病等の理由により、適切な監護が受けられない者を、一定時間組織的に指導することにより、児童の放課後の危険防止及び健全育成を図るための事業（学童クラブ事業）を行い、もって児童に健全な遊びと正しい生活の習慣を身につけさせることを目的」としている。対象児童は「市内に居住し、小学校に就学しているおおむね 10 歳未満の児童を対象としますが、障害を持っている児童は 6 学年まで対象としている等」と規定している。

齋藤委員：説明を聞くとところによると対象の範囲が明確であり、学童クラブにはその対象となる児童だけが入所していると理解してよいのか。

児童課長：そのとおりです。

森田会長：本日、保護者の方から資料が提出されているので説明していただきたい。

また、保護者の方から西東京市の学童クラブについての意見を頂戴したい。

永井専門委員：「三多摩各市町の 2005 年度の学童保育予算」「23 区の民間委託学童保育の親と指導員から出された問題点」「小金井市児童福祉審議会資料」について説明
保護者会としては、民間委託が全て悪いと捕らえていない。資料にもあるとおりいろいろなリスクがある。これを承知いただいて、これ乗り越えてより良い仕組みづくりをしていただきたい。経費の削減により保育の質を落とさない運営と嘱託員制度 5 年間の雇用止めにより有能な職員が職場を去っていく、若い職員が共に成長しながら継続的に働き続けられる仕組みを検討いただきたい。

森田会長：17 年 6 月に、この審議会に保護者を交えた「作業部会」を作り今後の児童館及び学童クラブのあり方について検討をし、その報告をいただいた。また、審議会でも昨年度議論を繰り返してきている。審議会としては、この段階で何を検討し

なければならないか、審議会としての役割は今その段階にあると考える。
問題としては、西東京市の学童クラブの運営基準をどのように考えていくべきか。

そして運営の方法として、今は嘱託職員制度で実施しているが新しい委託の方法を導入するということの有無について結論を出さなくてはいいけないであろうと考えてよろしいか。

齋藤委員：その前に、保護者から提出いただいている資料の検証を先にすべきではないか。三多摩の学童保育予算資料を見ると西東京市の予算は一人当たり約 26 万となっている多摩市は約 52 万と約倍となっている。八王子市の「公設」と「自主」と比較しても約 1.5 倍の差が生じている。この事実はどのような違いがあるのかを確認する必要は無いものか、この資料を提出いただいた趣旨などを確認すべきではないか。

児童課長：事務局からこの資料について委員の皆さんに理解していただきたいことがある。保護者会が貴重な資料の提出をされたので検証させていただいたところ、誤記と思われるが東久留米市の予算総額は 3 億 4 千万ではなく 2 億 4 千万と思われる。また、この予算総額は、数値的には信憑性はあるとおもわれるが、この額にはその年度における施設建設工事等は全予算が含まれている。児童一人当たりにかかる予算額を算出する場合、当市ではこれら年度特性の建築工事・間食費等の経費は除き、経常的な経費を基に算出している。この表の数値から児童一人当たりの予算を算出すると、年度ごとに格差があると考ええる。

齋藤委員：児童課長の説明によると、この数値には市によって建物の原価償却的な経費やさまざまな経費が含まれていると判断して良いか。

児童課長：齋藤委員のお見込みのとおり、各自治体のその年度の総体的な経費と思われ、その自治体の特性が数値に表れていると考えている。

齋藤委員：八王子市の「公設」は評判が良く、「自主」は評判が悪いなどの意見はあるものなのか。

永井専門委員：詳しい内容については未確認である。

齋藤委員：公設と民間委託ではかかる経費に違いが出ることは当然のことと考える。学童クラブはサービス業である。どちらが良いということは一概にはいえない。基本的には競争で公設を選ぶ者、民間を選ぶ者、利用者が選択できるような仕組みがあることが前提に無ければ公設・民設の議論は成り立たないのではないか。

森田会長：今回の議論の目的は、経費を安くする等ということではない。公設公営ではあるが職員は嘱託の職員で運営されていたものを、ある一部分の運営の仕方を変える。このことについて議論をしてほしいということである。

齋藤委員：学童クラブの運営を「嘱託職員にすべてを任せて責任のある運営ができる。」ということ、審議会として答えることができるであろうか。
嘱託制度が困難であれば代案を持って議論をするべきであろう。

森田会長：昨年の議論の中では、嘱託制度になってからまだ 5 年未満であるため、その場で判断できない。5 年が経過したところで評価を出すべきということで、今年度その 5 年が経過したところである。嘱託制度の課題点がいくつか出てきている。そのひとつは「継続的な雇用ができない」ということである。

齋藤委員：継続的な雇用ができないという仕組みは、以前からわかっていたはず。
嘱託職員に連続して責任ある仕事をさせることは、本来の形態であろうか。責任をもって行わなければならない業務は正職員が行うべきと考える。嘱託員制度を実施してきているいろいろな矛盾点などが出てきているのであるならば、改正して正職員に戻すしかない判断するしかないのではないか。予算の問題があるので嘱託職員ではなく、ほかの形で割り振りなど含め代案の提示があって議論するのであれば検討も可能と考えるが。他の委員も同様に考えるのではないか。

森田会長：これ以上の議論ができないということであるなら、市が嘱託という仕組みに関して限界ということであれば、正職の可能性を含めてどのようにしたいか代案を含め次回までに出してもらふこととしたいが、各委員の意見を伺いたい。

児童青少年部長：審議会で議論をいただくことの経緯は、一つには平成14年度に厳しい財政状況を踏まえた行政改革の方針が示され、その中で明確に児童館・学童クラブの直営運営が市の限界ということを踏まえ、大前提として委託の方向の検討で今日まで来ている。効率の観点だけで捕らえると嘱託員制度は一定程度効率化に資している。財政面では機能されている。しかし、運営の主体としてどうなのか、5年間という更新期限が決められているなかで検証してみることとなっていた。ただ方向性としては、新たな担い手を外に求めないと立ち行かないという状況があり、委託の可能性を議論いただきたいということである。その担い手が、株式会社なのか NPO 法人なのかは議論いただき審議会としてその方向性をだしていただけるとありがたいという状況である。

齋藤委員：行政の手法として審議会で答えを出すと、一定の時期から一斉にその方向に変わっていく、仮に、反対意見などが出た場合、反映ができないことがあるので、この進め方は好ましくないと考える。どこか1施設をパイロット的に委託を行い、その実績・評価を行ったうえでその効果を示し、次へ進めるべきであろう。また、予算の問題は前面に出さない方が良いのではないか。

児童青少年部長：市としても、委員のご意見のとおりパイロット的に試行的位置づけとして進めることを前提として考えている。

松沢委員：民間委託の方向性が示されているものであるならば、課題・問題の検討や市からの提案等に基づき、利用者本位の形で実現されるような検討を行い判断せざるを得ないであろう。

森田会長：本日の会議も時間が限られている。ご意見をいただいた上で私が次回のときまでに調整をさせてもらい事前に資料を配付させてもらいたい。次回のその結論を出せるようにしたい。ほかに、調整のための意見がある方は発言してもらいたい。

神山委員：本日、本審議会にはじめて参加した。

この審議会は条例により「西東京市児童福祉行政の適正かつ円滑な運営を図るため」設置されているとある。今回の議論は、児童館との係りの中で学童クラブの運営のあり方について議論をして答えを出していくべきであろう。保護者会の資料をもとに西東京市の1学童クラブ当たりの平均利用人数を算出すると54.92人という数値が出る。市は平均54.92人という児童に対する「サービスの質の低下を招かず、どう運営し、保護者と共存していくか。」その目的に向かってこの審議会は、現状既存のあり方からより効率化・軽減化を検討するものと考えている。私の職場は谷戸第二小学校で、学区域内に3つの学童クラブ(みどり・谷戸・北原)が設置されている。この地域は学区域が南北に長い地形のため3箇所設置されているが、学校を運営・管理する側として考えるとたとえば引渡し訓練など児童がこれら3施設に分散することなどは担任の把握など大変である。さまざまな問題はあると考えるが、可能であれば児童は1つの学校で1つの学童クラブに児童が通えるような仕組みがとれるのであれば、学校と学童クラブの連携もさらに充実したものになると考える。

これは、民営委託とは別の課題として、私の意見である。

猪原委員：昨年11月に第1次の答申を出した。その答申の中で「学童クラブの運営は委託の方向が望ましい。」とした。したがってこの審議会としては委託の方向で一歩踏み出している。これとの整合性と延長線上をどう考えるかということになる。しかし、議論の中で保護者の問題、予算の問題、職員の問題など学童クラブの運営のあり方を考えるときにひとつの視点として、子どもの権利条約にあるように、「子どもの最善の利益」という視点から見た場合には、どのような学童クラブの運

営形態が必要で有益なのか。

梅村委員：かつて親の立場で、自主学童クラブを運営した経験を加味して言うと、財政的に困難になり市立化したが、子どもの自由が著しく制限されてしまい、安全面を理由に、施設内活動が中心となり閉じ込められたという感じを経験した。しかし、職員の立場からすると身分は守られた。学童クラブは子どもの立場から考えて、委託されるのであるならば、学童クラブの理念・あり方をしっかり立て、それが実現されるよう市も支援していくように連携されたい。

古川委員：私も、平成 18 年度からの参加である。学童クラブは保護者の就労支援等を目的としているようであるが、広く就労をしてない専業の親たちも含め一時的に安心して子どもを預けられることができる仕組みづくりを検討できないか。例えば既存施設の私立幼稚園等で、小学生の放課後の居場所として子育て支援策として活用を含め、あわせて検討できないものか。

森田会長：ほかに意見が無いようであれば、次回の日程を確認したい。今回は 7 月の 25 日午後 1 時からとしたい。

次回までに問題点を整理し、次回結論が出せる議論ができるような資料を求め配付したい。

以上終了